

法人文書開示決定延長通知書

総法文第6号

令和5年7月20日

東北大学職員組合

執行委員長 片山 知史 殿



国立大学法人東北大学

令和5年6月29日付けで請求のありました法人文書の開示請求については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第10条第2項の規定により、次のとおり決定の期限を延長しましたので、通知します。

法人文書の名称 又は内容	東北大学と石嵯・山中総合法律事務所との業務契約 および業務委託に関する以下の書類（全部） ・2019年4月1日以降の契約・発注から現在までの 契約書・発注書 ・2019年4月1日以降の契約・発注から現在までの 支払い明細書
決定期限	令和5年7月31日
延長する期間	30日間
延長後の決定期限	令和5年8月30日
決定延長の理由	<p>本学の法人文書の開示に当たっては、保有している部署における法人文書の検索及び開示の可否等の一次審査に概ね2週間、さらに、学内の審査委員会における審査（そのための事前準備等を含む）に概ね2週間必要となるのが通常ですが、本事案につきましては、法人文書の検索・確認及び可否等の一次審査に時間を要することから、時間の猶予をいただきたいと存じます。</p> <p>上記の期間を延長させていただきますが、速やかに開示決定等を行うよう努めますので、ご理解の程よろしくお願い申し上げます。</p>

※ご不明な点がある場合は、国立大学法人東北大学情報公開室(TEL:022-217-4848)までご連絡ください。